

「いじめ防止基本方針」

1 基本方針策定の意義

いじめは、いじめを受けた児童の人間としての尊厳を傷つける重大な人権問題であり、その児童の基本的な人権、教育を受ける権利等を著しく侵害するものである。また、その児童の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、決して許される行為ではない。

いじめは、どの学校、どの学級、どの児童にも起こり得るものであり、だれもが被害者・加害者の両方になり得るものである。全教職員は「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは、どの児童にも起こり得る」との意識をもち、自らの役割と責任を自覚し、日常的に未然防止に取り組む必要がある。また、いじめを把握した場合には、校内での情報共有及び共通理解を図り、組織的な対応により速やかに解決すべきものである。

本方針は、いじめの未然防止、早期発見、早期対応及び重大事態への対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるものである。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的・物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。たとえ、ふざけあいであっても、見えないところで被害が発生している場合もあるので、調査を行い、いじめかどうか判断していく。

3 いじめの禁止

いじめは、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格に形成に重大な影響を及ぼすとともに重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童等の心に長く深い傷を残すものである。いじめは、絶対に許されない行為であり、児童等は、いじめを行ってはならない。また、いじめは刑事罰の対象となり得る不法行為に該当し、損害賠償責任が発生し得る。

4 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、全ての児童等に関係する問題であり、より根本的な問題克服のためには、全ての児童を対象としたいじめの未然防止の観点をもち、全ての児童をいじめに向かわせることなく、心の通う人間関係を構築できる社会性を育み、いじめを生まない土壌づくりに向けて全教職員・保護者・地域及び関係機関が一体となった継続的な取り組みを行うことが必要である。また、いじめを把握した場合には、速やかに解決する必要がある。とりわけ、児童の尊い命が失われることは決してあってはならず、早期発見・早期対応を基本とした取り組みを講じることが必要である。また、いじめが生まれる様々な背景（発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめ、海外から帰国した児童や国際結婚の保護者を持つ児童へのいじめ、性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童へのいじめ、東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童へのいじめ等）を認識し、指導の在り方に細心の注意を払う必要がある。

5 いじめの防止等に関する取組

(1) 未然防止のための取組

ア 教員の指導力の向上と組織的対応

(ア) 道徳教育及び人権教育の充実

いじめに向かわない態度・能力の育成に向けて、全教育活動を通して道徳教育及び人権教育の推進に努める。

(イ) いじめ対策委員会の設置

各学級の児童の情報について月1回、生活指導部会場で協議し、担任や学年主任、その他の教職員と連携し解決を図る。構成は、校長、副校長、主幹教諭、生活指導主任、養護教諭、スクールカウンセラー、発達支援アドバイザー等とする。

(ウ) いじめ防止基本方針の策定

いじめ防止対策推進法第13条に基づき、保護者や地域の参画の下、いじめの防止等に係る取組内容について策定、公表する。

(エ) 学級担任による問題を抱えた児童への積極的な働きかけ

日常的に児童と接し、学級経営を行っている学級担任は、いち早く学級内の児童の変化に気づく

ことが出来る立場であることを自覚し、とりわけ問題を抱えていると疑われる児童には積極的にコミュニケーションをとり、児童にとって信頼し、相談しやすい人間関係を構築するようにする。児童自らが主体的に取り組む活動の中で、互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりして高い自己肯定感を育むような授業づくりに努める。

(オ)健全育成サポートチームの設置

法第22条及び条例14条1項により、健全育成サポートチームを設置する。本会では、いじめ問題の解決に向けて、専門家、学校、教育委員会、権限を有する関係機関等が連携して機動的に対応し、問題の迅速かつ円滑な解決に寄与することを目的とする。構成は、弁護士、臨床心理士、学識経験者、警察、民生・児童委員、青少年委員、指導主事、児童・家庭支援センター職員、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、校長、及びその他校長が必要と認める者とする。

(カ)分かる授業づくり

一人一人の児童についての学習の定着度や課題把握に努め、基礎的・基本的な事項の着実な定着を図る。また、全ての児童が授業に参加・活躍できるように授業を工夫するとともに、「千代田小学びのスタンダード」を基に、授業における学習規律も身に付けさせる。

(キ)学校行事の充実

児童一人一人にとって魅力があり、やりがいのある学校行事を展開するよう努め、学校生活の充実と発展に資する体験的な活動に積極的に取り組むことができるようにする。

(ク)いじめに関する研修の実施

いじめ防止対策推進法等で示されている取組を教職員が確実に実行できるようにするため、校内研修を年3回実施する。

(ケ)インターネットにおけるいじめ防止

千代田小SNSルールを基に、各家庭のSNSルール策定を行う。セーフティ教室において情報モラルについての教室を行い、情報モラルの向上に努める。

イ いじめを防止し、いじめを見て見ぬふりしないための取組

(ア)いじめに関する授業の実施

定期的に児童がいじめについて深く考え、いじめは絶対に許されないことを自覚できるようにするため、道徳の校内研究では、特に内容項目「2-(2)思いやり」を取り上げて授業研究を行う。また、道徳の時間や特別活動において、年3回はいじめ防止教育プログラム(東京都教育委員会 平成26年2月)等を活用し「いじめに関する授業」を行う。

(イ)人権標語への取組

校内におけるいじめ撲滅に向けた取組として、人権週間前に全児童が人権標語づくりを行う。

(ウ)フレンドシップ・サポートの実施

児童が自己や他者への理解を深め、ストレスをコントロールする手法を身に付けたり、コミュニケーション能力を高め、人との適切な関わり方や仲間と協力・協調したりする態度などの社会性の育成に向けて、第4学年以上を対象にSCと連携した授業を実施する。

(2)早期発見のための取組

ア 子供の日常生活からいじめの萌芽を素早く察知

(ア)児童の変化の見取りと情報の確実な共有

毎木曜に児童理解朝会において、各学級の児童の状況や対応についての情報共有を行う。その中で継続的な対応が必要な事案は、いじめ対策委員会の構成員を中心にしたケース会議を開き、その後の対応等を協議する。

(イ)アンケート調査の実施

年3回の学校生活アンケートの結果を活用し、児童の心の状態を客観的に把握し、指導に役立てる。

(ウ)スクールカウンセラーによる全員面接

児童が躊躇することなくスクールカウンセラーに相談できる環境を整えるため、高学年児童については、ふれあい月間のアンケート終了後、全員面接を実施する。

(エ)全教員による校内巡回等を通じた児童の観察

学級経営を学級担任まかせにしないようにするため、管理職をはじめ、スクールカウンセラー、発達支援アドバイザー、全教員が校内巡回等を行うことを通じ、複層的な視点から児童の変化をいち早く把握し、いじめの未然防止と早期発見につなげるとともに、学校全体で児童を見守っているメッセージを発する。

イ 被害の児童、周囲の児童からのいじめの情報の確実な受信

(ア)効果的な「いじめ実態調査」の実施・分析・活用

効果的にいじめの実態を把握できるよう、年3回の「ふれあい月間」の取組でいじめ等の実態を把握する。実態調査で収集した情報に基づき、担任が全員面接を行い、事実確認するとともに、児童の抱えている心配事を共有する。高学年はスクールカウンセラーとの全員面接を行う。そこで知りえた情報をいじめ対策委員会で共有し、対策にあたる。

(イ)東京都教育委員会や千代田区教育委員会作成のいじめ防止カード等の活用

いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先などを記載した東京都教育委員会の「いじめ防止カード」、千代田区教育委員会の「いじめ相談ホットライン」を活用し、児童が日頃からいじめの早期発見につながる行動がとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、働きかける。また、いじめや人間関係づくりに関する図書を学校図書館に複数冊置き、友人関係で悩む児童が手に取れるようにする。

ウ いじめ対策委員会によるいじめの確実な発見

(ア) 児童の行動の記録

教職員が児童の変化を見逃さないようにするとともに、一人で抱え込むことがないように、日常から児童の変化に関係する情報を付箋等を利用して記録し、組織的に情報共有を図れるようにする。

(イ) 「いじめ発見のチェックシート」の活用による確実な発見

担任だけでなく講師、生活支援員、主事等の全職員により、月1回「いじめ発見のチェックシート」を用いた児童の状況観察を行い、いじめ対策委員会において結果を集約・分析する。

(ウ) ファイリングの徹底

教職員が児童の変化に関する情報について、円滑に共有することができるよう、記録ファイルを作成する。卒業後5年間保存する。

エ 保護者・地域との連携

(ア) 学校便りや保護者会の積極的な活用

いじめに対する学校の取組姿勢を保護者に理解してもらうことが、保護者からの早期の情報提供につながることから、学校便りや保護者会、学校ホームページ等を積極的に活用する。

(イ) スクールカウンセラーの保護者への紹介

保護者との情報共有やいじめ問題への対応を円滑に行う観点から、スクールカウンセラーを年度当初の保護者会で紹介する。また、スクールカウンセラー便りを活用し、教育相談体制についての周知を図る。

(ウ) 放課後子ども教室(にこにこ)やアフタースクールさくら(学童クラブ)との連携

放課後における児童の様子について把握するため、情報共有の場を月1回設ける。児童の活動の中でいじめが疑われる場合は、直ちに情報を提供してもらえよう依頼する。

(3) 早期対応のための取組

ア いじめ対策委員会を核とした対応

(ア) 把握した情報に基づく対応方針の策定

いじめ実態調査等を通じて把握した情報に基づき、適切ないじめの解決のための対応方針を策定し、学校全体で対応方針を共有して取り組む。

(イ) いじめ対策委員会を核とした役割分担の明確化

いじめを把握した場合には、迅速で組織的な対応が不可欠である。いじめ対策委員会を核として、緊急に会議を開催し、情報の共有を図るとともに、被害の児童への支援、加害の児童への指導、周囲の児童へのケアについて、教職員の役割分担の明確化を図る。

イ 被害の児童・加害の児童・周囲の児童への取組

(ア) 被害の児童の安全の確保とスクールカウンセラー等を活用したケア

被害の児童の安全確保のため、状況をきめ細かく把握する。授業中や休み時間を利用し、複数の教員による毎日の声かけや、朝会等を利用した被害の児童の情報の共有、登下校時の付き添い等を実施する。また、スクールカウンセラー等を活用し、被害の児童やその保護者の心理的ストレスについてケアする。

(イ) 加害の児童に対する組織的・継続的な観察・指導等

加害の児童を特定した上で、いじめをやめさせ、再発を防止するために、いじめ対策委員会が中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。また、必要に応じ保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。さらに、状況に応じ、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童に心のケアを実施する。加害の児童の保護者がその指導に悩む場合などは、スクールカウンセラーとの連携の下、加害の児童の保護者のケアをする。

(ウ) いじめを伝えた児童の安全の確保

勇気をもって教員等にいじめを伝えた児童を守り通すことを宣言し、教員同士の情報共有による見守りや、登下校時の付き添いや積極的な声かけなどを通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。その際、その保護者とも緊密に連携する。

(エ) 周囲の児童への指導

いじめには被害の児童と加害の児童を取り巻く「観衆」や「傍観者」という立場の児童が存在することがある。これらの立場の児童にもいじめに加担しているという自覚をもたせることが必要である。いじめを自分の問題としてとらえされるとともに、いじめを止めることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導する。

(オ) 東京都教育委員会や千代田区教育委員会作成のいじめ防止カード等の活用

いじめに対する具体的な行動のとり方や相談先を記載した「いじめ防止カード」等を活用し、児童がいじめを目にしたときには、加害の児童にいじめをやめるよう働きかける、加害の児童をいたわり、励ますなどの行動をとれるよう、朝礼や学級活動などの様々な機会を通じ、児童に働きかける。

ウ 教育委員会・関係機関との連携

(ア) 千代田区教育委員会への報告及び千代田区教育委員会による支援

いじめを把握した場合は、早期に千代田区教育委員会に報告し、「いじめに関する児童の記録(個票)」等を用いて情報を共有する。

(イ) 健全育成サポートチームを通じた警察、児童・家庭支援センター等との連携・協力

暴力や金銭強要等の犯罪行為や児童虐待などが疑われる場合には、迅速かつ円滑に対応できるよう、健全育成サポートチームを通じて、警察、児童・家庭支援センター等と情報を共有し、対応策を協議する。

エ 保護者・地域との連携

(ア) 保護者会の開催

いじめの早期解決のためには、各家庭でいじめについて話し合うことが効果的であるため、早期対応の一環として、臨時保護者会を速やかに開催し、保護者に対し積極的に情報を提供する。また、保護者との連携・協力関係を構築する。

(イ) PTAの活用

PTAの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、必要に応じて協力を依頼する。

(ウ) 地域人材を活用した登下校時の見守りなどの実施

被害の児童のみならず、周囲の児童も、日頃から多くの大人に見守られていることを実感できるようにするため、安全・安心パトロールによる保護者・地域が一体となった下校時の見守りや地域の大人による児童の登下校時の見守りについて、朝礼等を通して児童に知らせる。

(4) 重大事態への対応

いじめ防止対策推進法第28条に定められた以下の「重大事態」については、直ちに千代田区教育委員会に報告する。とともに、学校健全育成サポートチームを招集し、改めて学級、学年又は全校児童等にアンケート調査等を行い、実態を把握する。

○いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

○いじめにより当該学校に在籍する児童が相当の期間(年間30日を目安とする)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 被害の児童の保護・ケア

(ア) 被害の児童に対する複数の教員によるマンツーマンでの保護

被害の児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員が間断なく見守る体制を構築し、被害の児童の情報共有を毎日朝、夕2回以上実施する。また、被害の児童帰宅後も、教員が保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況を把握する。

(イ) スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教員との情報共有の徹底や、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害の児童の保護者への心のケアを行うためにも、積極的にスクールカウンセラーを活用する。

(ウ) スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問を通じた家庭状況の把握とケア

スクールソーシャルワーカーによる家庭訪問等を通じ、福祉の専門的な観点から被害の児童の家庭状況を把握するとともに、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害の児童とその家庭を支援する。

(エ) 適応指導教室への通級等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害の児童を適応指導教室に通級させるほか、被害の児童の状況に応じて保健室登校を実施するなど、緊急避難措置を実施する。

イ 加害の児童への働きかけ

(ア) 別室での学習の実施

被害の児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害の児童については、被害の児童が使用する教室以外の場所で学習させる等の措置を講じる。

(イ) 警察への相談・通報

被害の児童に対する暴行や金銭強要などの犯罪行為が行われていると疑われる場合、被害の児童を守るとともに周囲の児童に被害が拡大しないようにするため、速やかに警察への相談・通報を行う。

(ウ) 懲戒や出席停止

加害の児童への指導を継続的に行っても改善が図られず、被害の児童や周囲の児童の学習が妨げられる場合には、校長による訓告等の朝会を実施する。学校が指導を継続してもなお改善が見られず、いじめを行い続ける場合には、千代田区教育委員会が、加害の児童の保護者に対して出席停止を命じる等、必要な措置を講じる。

(エ) 加害の児童とその保護者に対するケア

加害行為の背景には、加害の児童が過去に深刻ないじめを受けた場合に生じた心の傷が原因となっている場合もあるため、必要に応じて加害の児童のケアを行う。また、加害の児童の保護者が子育て

に悩みを抱えている場合もあることから、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアを行う。

ウ 教育委員会・関係機関との連携

(ア) 千代田区教育委員会への報告と連携

重大事態の発生等について千代田区教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。

(イ) 児童相談所等の福祉機関や医療機関との連携

深刻ないじめの原因の一つとして、被害の児童や加害の児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合には、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が疑われる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関と相談を行う。

(ウ) 東京都教育委員会のいじめ等の問題解決支援チームの活用

個人情報取り扱いや懲戒、出席停止の運用等については、事前に法的な観点から問題がないかを確認するなどの対応のため、東京都教育相談センターに設置されているいじめ等の問題解決支援チームを積極的に活用する。

エ 保護者・地域との連携

(ア) いじめ対策緊急保護者会の開催

積極的に説明責任を果たす必要があること、また、憶測等の誤った情報が保護者間で広がることにより、事態が混乱しないようにする必要があることから、千代田区教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会を開催し、個人情報に十分に配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明を行う。

(イ) PTAの活用

PTAの役員等が被害・加害の児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合もあるため、必要に応じて協力を依頼する。

(ウ) 民生・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童を見守ることが必要である。民生・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での児童の見守り、巡回を依頼する。

オ いじめ防止対策推進法に基づく対応

(ア) 同法28条に基づく調査

重大事態が発生した場合は、直ちに千代田区教育委員会に報告し、調査主体である教育委員会の判断を仰ぎ、調査には全面的に協力する。

(イ) 同法30条に基づく再調査

千代田区長が必要があると認めるときは、学校や千代田区教育委員会が行った調査について、再調査を行う。再調査に当たっては、全面的に協力する。

6 学校評価(検証と改善)

- ・いじめがなく安心して生活することができる学校の実現と維持のため、本いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、「取組評価アンケート」等を活用し、PDCAサイクルに沿って見直しを図る。
- ・いじめに関する項目を学校評価アンケートに設け、教職員、保護者、学校運営連絡会委員からの評価結果を基に、本いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組についての検証を行う。
- ・本いじめ基本方針は、年度末ごとに学校評価等を基に、改善を行っていく。